

## 鎌倉市景観計画(改定素案)に対し提出された意見及び市の考え方

	意見内容	市の考え方
No. 1	<p>現行の景観計画と比べて、時代の変化を考慮しながら全体的に練り込まれた案だと思いますが、次の二点について私見を申し述べます。</p> <p>1. 建築物・工作物の高さ規制について</p> <p>第四章「都市景観形成のための規制・誘導」について建築物・工作物の高さ規制に関する数値の拠り所が不明瞭です。</p> <p>その関連事項として、第五章で33の眺望‘点’を示していますが、鎌倉らしい眺望景観の特徴を担保するうえで、国道134号線からの周辺山稜線の‘連続的な視認性’が不十分です。 (添付ファイルをご参照下さい)より具体的な論拠と合理的な規制・誘導が望ましいと考えます。</p> <p>2. 景観資源としての‘生活景’‘イベント景’について</p> <p>景観計画に示される {1. 日本を代表する歴史的都市としての発展／2. 固有の文化を育んできた原風景の継承／3. 自然と調和した親しみのある都市空間づくり／4. 風格を保ち生き生きとした生活創造都市の確立／5. 環境にやさしい薫風の都市づくり} という基本理念には賛同します。その中で1～3については、古都鎌倉の文化遺産や緑地・谷戸地形など、象徴的または顕著な景観資源の保全が、景観計画の主要テーマとして本文各章から読み取れました。</p> <p>4～5についてですが、関連概念として‘生活景’(中村良夫,北原理雄,小林敬一,西村幸夫,小林英嗣,小浦久子,後藤春彦らによる)を想定できます。これは日常生活の舞台とする身近な景観について、持続的(定常的)・安定的・潜在的な価値や特徴を再発見および解釈することを通して、地域性(場の文脈)を表現し市民の共通認識をも創出するという考え方です。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>1. 本市では、建築物の高さに関する規制については、永年の行政指導により誘導してきましたが、それらを高度地区等の都市計画制度を活用し市民の理解を得ながら確実にコントロールしていきたいと考えており、現在では市域の約 70%を風致地区、景観地区、高度地区に指定し、建築物・工作物の高さ規制に関する施策を進めてきています。今後も地域特性なども踏まえて必要性に応じて適切な制度を活用し、施策を推進してまいります。</p> <p>このため、景観計画では建築物・工作物の高さ規制以外の形態意匠について、個々の土地利用類型に応じた景観特性に調和できるよう、デザインや建築物のスカイライン等を含め誘導してまいります。</p> <p>2. 国道 134 号については景観重要公共施設に指定(第6章参照)し周辺の景観に対する配慮事項を、また第5章においても景観資源とその周辺の配慮事項を示しています。</p> <p>ご意見にある歴史的建造物などの文化遺産や自然遺産等の景観資源と行事・祭礼等は、平成 28 年1月に認定を受けた歴史まちづくり法に基づく鎌倉市歴史的風致維持向上計画で、鎌倉市の歴史的風致と位置づけて施策を展開しており、景観計画では良好な都市環境や都市景観の形成を図ることにより、歴史的風致維持向上計画の「歴史的遺産と共生するまちづくり」に関する取組みを推進することとしています。</p> <p>景観資源としての‘生活景’‘イベント景’についてのご意見につきましては、今後の都市景観形成施策を推進していく上で、参考とさせていただきます。</p>

<p>また‘日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会’（国土交通省）は、その報告書において「現状では地域の価値の向上について（中略）イベントの開催などが景観の重要性を再認識する機会を提供している事例も見られる。」（日本らしく美しい景観づくりに関する報告書：2015）と述べています。</p> <p>つまり狭義の景観資源（文化遺産や自然遺産等）に加えて、定常的な生活景ならびに景観形成・保全の為の諸活動、及び行事・祭礼等の非定常な事象・活動（仮称‘イベント景’）も、地域固有の姿を持続させ、地域活性化に繋がる景観資源として認識することができます。</p> <p>この認識を基に改めて基本理念の4～5に関する具体的内容を見ますと、生活景やイベント景に関する記述について、些か物足りなさを感じます。鎌倉特有の日常的な風景や様々な取り組み、及びイベントや祭礼などについても、景観資源として明記されることが望ましいと考えます。</p>	
--	--

	意見内容	市の考え方
No. 2	<p>一、当計画は全体的にややマネージメント感覚が不足していて総花的に感じられる。ヒト・モノ・カネ等の各種資源を定性的でなく、定量的に捉えてのPIanningであるべきで、行政計画といえどもPDCAのサイクルに則つてることが必須となってきていること踏まえてより簡潔なものが望ましい。さもないと画餅に帰する計画となってしまふ。方針を述べるのでなくて、具体的で絞ったプランをマネージメント感覚で策定されることを切望します。</p> <p>二、関連施策との連携となるが、空き家対策と防災対策の仕組み作りを検討するとあります。具体的にどの様に都市景観形成上検討する積りなのか、喫緊の課題である故早急な具体策が望まれます。例えば防災上の津波対策として思い切って高層ビル（避難用にもなる）を欧米の観光地に倣って海岸に沿って林立して建てる等、将来のまちづくりを一変させるくらいの景観と関連させた斬新な施策も今後必要では？</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>一、当計画では、平成19年の計画策定時において、景観法第8条に「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」を定めるよう規定されていたことにより定めています。</p> <p>マネージメント感覚での策定については、ご意見のとおり、PDCAのサイクルに則つて計画を推進しています。これまで10年間の景観計画運用の実績を踏まえ、景観審議会でご意見を頂きながら推進しており、今後もこの考え方で進めてまいります。</p> <p>二、空き家対策については、現在「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「（仮称）鎌倉市空き家等対策計画」を策定中ですが、現段階では当該計画に対応した具体的な景観施策については検討していません。</p> <p>また、これまで鎌倉のまちづくりは古都としての風格を保ちながら低層を</p>

<p>三、市民等の景観づくりに対する推進の支援制度の一つとしての自主まちづくり計画を、今迄以上にそのメリット面を市民に徹底してPR推進することが大変重要と考えます。地区計画への格上げへの可能性を含めて推進すべきで、現状折角ある制度の市民への認知度が不足していることは残念です。景観づくり(守ることも含めて)はまちづくりと一体であるべきで、一般市民にも理解しやすい身近な課題を掲げ参加型の計画が望まれます。</p>	<p>基調に形成してきた歴史があり、高層建築物の計画に対しては、市民からより低層化を求める強い意見が多く出されるのも本市の特徴です。ご意見のような防災上の津波対策として高層ビルを林立させるようなドラスティックなまちづくり施策の転換については、広範な議論が必要であると考えていますが、現段階ではそうした転換は考えておりません。</p> <p>三、自主まちづくり計画の地区計画への格上げについては、大平山住宅地自主まちづくり団体の一部地域が、地区計画へ格上げする方向で都市計画手続きが進められています。また、景観施策である特定地区については住民参加型の制度であり、その他、景観づくり・まちづくりにあたっては、ご意見のとおり市民と協働しながら推進していくよう努めてまいります。</p>
--	---